

## V. 高齢者雇用確保措置実施状況

※R5. 6. 1現在（長崎労働局調べ）

（集計結果は、雇用状況を報告した従業員31人以上の企業の状況をまとめたもの）

### 1. 雇用確保措置実施状況（31人以上規模企業）

#### 1-1 雇用確保措置実施状況

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
企業数(31人以上規模)	1,862	100.0%	176,329	100.0%
定年制の廃止	59	3.2%	5,406	3.1%
定年の引上げ	494	26.6%	44,984	25.5%
継続雇用制度の導入	1,306	70.3%	125,849	71.4%
雇用確保措置済み計	1,859	99.8%	176,239	99.9%

#### 1-2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
雇用確保措置計 (うち、希望者全員)	1,859 (1,038)	99.8% (79.5%)	176,239 (103,003)	99.9% (81.8%)

#### ■雇用確保措置義務化について（段階的な年齢の引き上げ）

- I 平成18年4月1日から平成19年3月31日・・・62歳
- II 平成19年4月1日から平成22年3月31日・・・63歳
- III 平成22年4月1日から平成25年3月31日・・・63歳
- IV 平成25年4月1日以降・・・65歳

### 2. 65歳以上雇用確保措置企業の比率等の推移

（単位：社）

	県		全国	
	企業数	割合	企業数	割合
10年(基準)	142	15.9	—	—
25年	1,347	82.5%	132,067	92.3%
26年	1,592	96.4%	143,179	98.1%
27年	1,649	97.8%	147,740	99.2%
28年	1,700	98.6%	152,275	99.5%
29年	1,663	98.9%	155,638	99.7%
30年	1,763	99.7%	156,607	99.8%
令和元年	1,759	99.1%	161,117	99.8%
2年	1,798	99.7%	164,033	99.9%
3年	1,875	99.7%	175,452	99.9%
4年	1,859	99.8%	176,239	99.9%

※平成18年以降は、常用労働者51人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業(希望者全員ではない)のデータ

※平成21年以降は、常用労働者31人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業(希望者全員ではない)のデータ

### 3. 70歳以上まで働ける企業の状況（31人以上規模企業）

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
企業数(31人以上規模)	1,862	100.0%	176,329	100.0%
①定年制の廃止	59	3.2%	5,406	3.1%
②70歳以上定年	46	2.5%	3,505	2.0%
③希望者全員70歳以上	224	12.0%	18,099	10.3%
④基準該当者70歳以上	148	7.9%	23,465	13.3%
⑤その他の制度で70歳以上まで雇用	302	16.2%	21,603	12.3%
70歳以上雇用確保措置実施企業 計(①+②+③+④+⑤)	779	41.8%	72,078	40.9%

### 4. 60歳定年企業における定年到達者等の状況（21人以上規模企業）

（単位：人）

確保措置区分	県		全国	
	人数	割合	人数	割合
過去1年間に定年を迎えた人	2,755	100.0%	404,967	100.0%
うち、	-	-	-	-
・継続雇用者	2,405	87.3%	354,034	87.4%
・継続雇用を希望しない者	344	12.5%	50,436	12.5%
・継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者	6	0.2%	497	0.1%

※過去1年間(令和4年6月1日から令和5年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計。

### 5. 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況（21人以上規模企業）

（単位：人）

確保措置区分	県		全国	
	人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合
基準適用年齢(64歳)到達者	440	100.0%	51,962	100.0%
うち、	-	-	-	-
・継続雇用者(基準に該当し、継続雇用)	419	95.2%	48,195	92.8%
・継続雇用を希望しない者	20	4.5%	3,242	6.2%
・基準に該当せず離職した者	1	0.2%	525	1.0%

※令和4年6月1日から令和5年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳、62歳、63歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計。